

休学・復学・退学時の学費の取扱いについて

休学時の学費の取扱い

令和4年度より休学時の学費は、在籍学部の授業料を全額免除し、休学在籍料6万円(半期毎)および教育・施設充実費を徴収することとなりました。今回の変更により、休学時の学費納入額は従来よりも減額となります。ただし、対象となるためには原則として、以下の所定の期日までに教授総会の承認を受けることが必要となります。なお、前期または後期の途中から休学する場合は、当該学期の学費を納めていただきます。また、学費納入後に休学した場合は、納付された学費の返金はいたしません。入学年度により金額が異なりますので、詳細は取扱い部署にお問い合わせください。

<所定期日>

前期(4月1日)から休学を開始する場合：前年度3月31日までに教授総会の承認が必要です。

後期(10月1日)から休学を開始する場合：当年度9月30日までに教授総会の承認が必要です。

※入学した年度の初学期に休学する場合、学費減免は適用されません。

復学時の学費の取扱い

休学中の学生が前期の開始前または前期の途中から復学する場合、前期分の所定の学費を全額徴収します。ただし、既に休学在籍料(6万円)を徴収している場合は、休学在籍料(6万円)を差し引いた学費を請求します。

休学中の学生が後期の途中から復学する場合、後期分の所定の学費を全額徴収します。ただし、既に休学在籍料(6万円)を徴収している場合は、休学在籍料(6万円)を差し引いた学費を請求します。詳細は取扱い部署にお問い合わせください。

退学時の学費の取扱い

前期または後期の途中に退学する場合は、当該学期の学費を納めていただきます。また、学費納入後に退学した場合は、納付された学費の返金はいたしません。詳細は取扱い部署にお問い合わせください。

休学在籍料等の説明

☞休学在籍料とは

本学への在籍を保証するための費用であり、休学中であっても提供されるサービス(図書館、学生相談室等の学内施設)への対価です。

また、在籍管理および事務連絡等の経費として使用します。

☞教育・施設充実費とは

教育内容、教育施設設備の充実改善を推進するための資金です。施設の使用料ではなく、過年度から将来に渡って中長期的な整備計画に充当するものです。当年度中に使用する性質のものではありません。

取扱い部署

医・歯・薬学部：旗の台校舎学事部学事課 03-3784-8022
保健医療学部：長津田校舎事務課 045-985-6500